

働く人のための労働法（8）

「年次有給休暇」について理解しましょう

今回は、「年次有給休暇」について、わかりやすく説明していきます。

**Q 1 「年次有給休暇」って何？**

**A** 年次有給休暇とは、所定の休日以外の日には仕事を休んでも賃金を支払ってもらえることができる休暇のことです。

みなさん（労働者）の心身の疲労を回復させ、また、仕事と生活の調和を図るためにも、まとまった有給休暇の取得は重要です。



**Q 2 一般の労働者（正社員）の「年次有給休暇日数」は？**

**A** 一般の労働者は、6か月継続して勤務していて、全労働日の8割以上を出勤していれば、10日間の年次有給休暇が与えられます。さらに勤続年数が増えていくと、8割以上の出勤の条件を満たしている限り、1年ごとに取れる休暇日数は増えていきます。（20日が上限。）

また、与えられた日から1年間で取得しきれなかった年次有給休暇は、翌年に繰り越すことができますが、さらに1年間使われなかったときは時効により消滅します。

**【年次有給休暇の付与日数】（一般の労働者）**

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

また原則として、有給休暇は休養のためでもレジャーのためでも

利用目的を問われることなく、取得することができます。

しかし、会社の正常な運営を妨げるようなことになる時に限って、会社が別の時季に休暇を取るように休暇日を変更させることができます。なお、会社は有給休暇を取得した労働者に対して、不利益な取扱いをしてはいけないことになっています。

**Q 3** アルバイトやパートタイマーの「年次有給休暇日数」は？

**A** アルバイトやパートタイマーのみなさんにも、①6か月間の継続勤務、②全労働日の8割以上の出勤、③週5日以上勤務という3つの要件を満たせば、有給休暇は正社員と同じだけ受けられます。週4日以下の勤務であったとしても、週の所定労働時間が30時間以上であれば、正社員と同じだけ有給休暇が与えられます。

また、週の所定労働日数が4日以下で、週の所定労働時間が30時間未満の場合でも、その所定労働日数に応じた日数の有給休暇（下記の表）が与えられることとなります。

### 【年次有給休暇の付与日数】

（週所定労働時間が30時間未満の方）

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



今回は、「時間外、休日労働」について取り上げます。

（東京都 世田谷会員）